

第19回米原市男女共同参画審議会次第

令和4年10月20日(木) 13時30分～
米原市役所本庁舎 4階 会議室4A

1 開会あいさつ (部長)

2 審議事項

- (1) 米原市パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓の取扱いに関する要綱(案)について資料1
- (2) 米原市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度ご利用の手引きについて資料2

3 その他

次回の会議日程について

- ・令和5年1月 日 () 中旬～下旬

次回の協議内容について

- ・米原市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度パブリックコメントの報告について (要綱、利用の手引き等の最終調整)

4 閉会 (15:00)

<資料一覧>

事前 配布	資料 番号	配 布 資 料
○	資料 1	米原市パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓の取扱いに関する要綱（案）について
○	資料 2	米原市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度ご利用の手引きについて
		米原市男女共同参画審議会委員名簿
		座席表
		第 19 回米原市男女共同参画審議会次第

○米原市パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓の取扱いに関する要綱（案）

（趣旨）

第 1 条 この要綱は、米原市人権尊重都市宣言(平成 18 年米原市告示第 223 号)の理念に基づき、市民一人ひとりが人権を尊重し、多様な価値観を認め合う社会の実現を目指すため、パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 性的マイノリティ~~少数者~~ 性的指向(自己の恋愛または性愛の対象となる性別についての指向をいう。)が異性のみでない者または性自認(自己が認識している性別)が戸籍上の性別と異なる一致しない者をいう。

(2) パートナーシップ 互いを人生のパートナーとし、日常生活において相互に協力し合うことを約束した、一方または双方が性的マイノリティ~~少数者~~である 2 人の者の関係をいう。

(3) ファミリーシップ パートナーシップにある者が、パートナーシップにある者の一方または双方の子(実子または養子をいう。)を含めた親近者その他市長が認める者と生計が同一であり家族として協力し合う関係をいう。

(4) ファミリーシップ対象者 ファミリーシップを形成しようとする者のうち、パートナーシップにある 2 人以外の者をいう。

(5) 宣誓 パートナーシップにある 2 人が市長に対して、双方が互いのパートナーであることまたはファミリーシップ対象者とファミリーシップにあることを誓うことをいう。

（宣誓の要件）

第 3 条 宣誓をすることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) パートナーシップを宣誓しようとする者の一方または双方が性的マイノリティであること。

(2) 民法(明治 29 年法律第 89 号)第 4 条に規定する成年に達していること。

(3) 双方または一方が市内に住所を有している(宣誓の日から本市への転入を 3 か月以内に予定している場合を含む。)こと。

(4) 配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)がないことまたは宣誓しようとする者以外の者とパートナーシップ関係にないこと。

(5) 近親者(直系血族、三子親等内の傍系血族または直系姻族をいう。)の関係にないこと。ただし、養子縁組によって近親者となった場合は、この限りでない。

(6) ファミリーシップにあることを宣誓しようとする者は、パートナーシップにある者の一方または双方のファミリーシップ対象者と生計が同一であること。

(宣誓の方法)

第 4 条 宣誓をしようとする者は、米原市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書(別記様式第 1 号。以下「宣誓書」という。)に記入し、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 住民票の写しまたは住民票記載事項証明書(発行された日から 3 か月以内のものに限る。)(市内への転入を予定している場合にあっては、その事実を確認することができる書類)

(2) 戸籍全部事項証明書、独身証明書その他の婚姻をしていないことが確認できる書類(発行された日から 3 か月以内のものに限る。)

(3) ファミリーシップにあることを宣誓しようとする場合は、ファミリーシップ対象者との関係を確認することができる書類

(4) その他市長が必要と認める書類

2 宣誓書は、宣誓をしようとする者が市職員の面前において自ら記入しなければならない。この場合において、宣誓をしようとする者の一方または双方が宣誓書に自ら記入することができないと市長が認めるときは、市職員および宣誓をしようとする者の立会いの上、代理者に代書させることができるものとする。

3 宣誓をしようとする者は、宣誓をしようとする日程等について、事前に市と調整するものとする。

4 宣誓書は、市長が指定する場所において受領するものとする。

(本人確認)

第 5 条 市長は、前条第 4 項の受領の前に、宣誓をしようとする者が本人であることを確認するため、次の各号に掲げる書類のいずれかの提示を求めるものとする。

(1) 個人番号カード(マイナンバーカード) (表面のみ)

(2) 旅券(パスポート)

(3) 運転免許証

(4) 在留カード

(5) その他官公署が発行した免許証、許可証、登録証明証等であって、宣誓をしようとする者本人の顔写真が貼付されたもの

(6) その他市長が適当と認める書類

(通称名の使用)

第 6 条 宣誓をしようとする者は、市長が特に理由があると認める場合は、通称名により宣誓書を記入することができる。この場合において、通称名を記入する者は、日常生活において当該通称名を使用していることが確認できる書類を当該宣誓書に添付するものとする。

(受領証等の交付)

第 7 条 市長は、宣誓書の提出があったときは、その内容を審査し、適切であると認めるときは、当該宣誓書を提出した者(以下「宣誓者」という。)に対し、米原市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証(別記様式第 2 号)および米原市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証カード(別記様式第 3 号)(以下これらを「受領証等」という。)に

当該宣誓書の写しを添えて交付するものとする。この場合において、当該宣誓書に通称名が記入されているときは、戸籍に記載されている氏名(日本国籍を有していない者の場合は、これに準ずるもの)を受領証等の裏面に記載するものとする。ただし、市長は、当該提出をした者が宣誓の日から3か月以内に本市へ転入を予定しているときは、当該提出をした者から本市へ転入した旨の申出があった後に受領書等を交付するものとする。

2 市長は、宣誓者の双方が市内に住所を有していない場合には、前項に規定する受領証等に代えて米原市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度転入予定受付票(以下「転入予定受付票」という。)(様式第4号)を交付するものとする。

3 前項の規定により転入予定受付票を交付された宣誓者のうち一方または双方が転入した場合においては、転入をした日から14日以内に、住民票の写し等を市長に提出するものとする。この場合において、宣誓者の一方または双方が市内に住所を有することを確認できたときは、市長は、当該宣誓者から転入予定受付票を返還させ、受領証等を交付するものとする。

(宣誓記載事項の変更)

第8条 宣誓者は、宣誓書に記載した内容に変更があったとき(第11条第1項各号に掲げる場合を除く。)は、米原市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓記載事項変更届(別記様式第5号)に、当該変更内容が確認できる書類、米原市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証、米原市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証カードおよび市長が必要と認める書類を添えて市長に届け出なければならない。

(受領証等の再交付)

第9条 宣誓者は、当該受領証等の紛失、毀損等により受領証等の再交付を受けようとするときは、米原市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証等再交付申請書(別記様式第6号)を市長に提出するものとする。

2 宣誓者は、前項の再交付申請書の提出の際第5条各号に掲げる書類のいずれかを市長に提示しなければならない。この場合において、宣誓書に通称名を記入しているときは、当該通称名を使用していることが確認できる書類を併せて提示するものとする。

3 市長は、第1項の再交付申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適切であると認めるときは、受領証書等を再交付するものとする。

4 宣誓者は、前項の規定により受領証書等の再交付を受ける場合は、既に交付を受けた受領証等を返納しなければならない。ただし、紛失の場合を除く。

5 紛失を理由として受領証書等の再交付を受けた者は、紛失した受領証等を発見したときは、速やかに紛失した受領証書等を市長に返還しなければならない。

(受領証等の返還)

第10条 宣誓者は、次の各号のいずれかに該当するときは、米原市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証等返還届(別記様式第7号)に交付を受けた受領証等を添えて市長に届け出なければならない。

(1) 双方の意思によりパートナーシップ関係を解消したとき。

(2) 双方がともに本市に住所を有しなくなったとき。

(3) 一方が死亡したとき。

(4) 一方または双方が、第 3 条各号に掲げる要件に該当しなくなったとき(転勤、親族の介護その他やむを得ない事情により宣誓者の一方が一時的に市外に転出した場合を除く)。

2 前項の返還届は、宣誓者が自ら記入しなければならない。ただし、宣誓者の一方または双方が当該返還届に自ら記入することができないと市長が認めるときは、この限りでない。

(受領証等の無効)

第 11 条 次の各号のいずれかに該当する場合は、当該事実が判明した日以降において受領証等を無効とする。

(1) 虚偽その他不正な方法により、受領証等の交付を受けたとき。

(2) 受領証等を改ざんし、または不正に使用したとき。

(3) 宣誓書を提出した時点において第 3 条各号に掲げる要件に該当していなかったことが判明したとき。

2 市長は、前項の規定により受領証等の無効を決定した場合は、当該宣誓者に対し、米原市受領証等無効決定通知書(別記様式第 8 号)を交付するとともに、交付した受領証等の返還を求めるものとする。

3 市長は、必要があると認めるときは、無効を決定した米原市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証の交付番号を公表することができる。

(協定による手続)

第 12 条 本市に転入した者がパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度の取組に関する協定(以下「協定」という。)を締結した自治体においてパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓に係る受領証等(以下「締結自治体受領証等」という。)の交付を受けている場合において、本市転入後も引き続きパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓を継続することを希望するときは、次に掲げる書類を市長に提出するものとする。

(1) パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓申告書(様式第 9 号)

(2) 締結自治体受領証等

(3) 住民票の写し

(4) 宣誓しようとする者の本人確認資料の写し(提示により確認できる場合を除く。)

(5) 前 4 号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 市長は、転入した者から前項の規定による書類の提出があった場合において、転出元の締結自治体にパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓申告に係る通知書(様式第 10 号)に締結自治体受領証等を添えて交付の事実を通知するものとする。

3 宣誓書または宣誓申告書には、宣誓しようとする者が自ら署名しなければならない。ただし、自ら署名することができないと市長が認めるときは、この限りでない。

(市民および事業者への周知)

第 13 条 市長は、宣誓受領証等の趣旨が十分に理解され、社会活動の中で公平かつ適切な対応が行われるよう、市民および事業者への周知および啓発に努めるものとする。

(委任)

第 14 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

1 この告示は、令和 5年 4 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、告示の日から施行する。

米原市 パートナーシップ ファミリーシップ 宣誓制度

ご利用の手引き

米原市

目次

(ページ)

1	米原市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度とは …	1
2	宣誓を行うことができる方 ……………	2
3	宣誓手続きの流れ ……………	2
4	宣誓に必要なもの ……………	3
5	通称名の使用 ……………	4
6	交付する書類 ……………	5
7	受領証等の変更・再交付・返還等 ……………	6
8	受領証等の無効 ……………	7
9	他の自治体との協定による手続き ……………	7
10	よくある質問 ……………	8

1 米原市パートナーシップ・ファミリーシップ制度とは

米原市では、米原市人権尊重都市宣言(平成 18 年米原市告示第 223 号)の理念に基づき、市民一人ひとりが人権を尊重し、多様な価値観を認め合う社会の実現を目指す施策の一つとして、「米原市パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓の取扱いに関する要綱」を制定し、令和 5 年 4 月 1 日から「米原市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度」を開始しました。

この制度は、戸籍上の性別にとらわれず、お互いを人生のパートナーとして助け合い、協力しあって生活を共にすると約束した、一方または双方が性的マイノリティである二人が、市長に対してパートナーであることを宣誓し、市が宣誓書受領証や宣誓書受領カードを交付する制度です。また、宣誓者に子ども等がいらっしゃる場合、ファミリーとして併せて宣誓することができます。

この受領証等は、提示等により法律上の権利・義務を付与する効果が生じるものではありませんが、この制度を通して、市民のみなさまの性の多様性への理解が深まり、誰もが人生のパートナーや大切な人と安心して暮らすことのできる社会の実現を目指すものです。

性的マイノリティ

性的指向（自己の恋愛または性愛の対象となる性別についての指向）が異性のみでない方または性自認（自己が認識している性別）が戸籍上の性別と異なる方。

パートナーシップ

お互いを人生のパートナーとし、日常生活において相互に協力し合うことを約束した、一方または双方が性的マイノリティである 2 人の方の関係。

ファミリーシップ

パートナーシップにある方が、パートナーシップにある方の一方または双方の子(実子または養子)を含めた近親者等と生計が同一であり、家族として協力し合う関係。

2 宣誓を行うことができる方

1. パートナーシップの宣誓を行うとき

宣誓をされるお二人が、次のすべての要件を満たしている必要があります。

- (1) 一方または双方が性的マイノリティであること
- (2) 双方が民法に規定する成人に達していること
※民法改正により、令和4年（2022年）4月1日からは18歳以上
- (3) 米原市内に住所を有している
※双方または一方が3か月以内に米原市への転入を予定している場合も含む。
- (4) 双方に配偶者がいないこと
- (5) 双方が他の方とパートナーシップ関係にないこと
- (6) お互いが近親者の関係にないこと

※近親者

- 直系血族…祖父母、父母、子、孫等
- 三親等内の傍系血族…兄弟姉妹、伯父伯母、叔父叔母、甥姪
- 直系姻族…子の配偶者、配偶者の父母、祖父母等

※養子縁組によって近親者となった場合を除きます。

2. ファミリーシップの宣誓を行うとき

ファミリーシップの対象となる方は次の要件を満たしている必要があります。

- (1) パートナーシップにある方の一方または双方の実子または養子を含めた近親者であること
- (2) パートナーシップにある方の一方または双方と生計が同一であること

3 宣誓手続きの流れ

① 要件・宣誓（届出）書類の確認

対象者の要件と宣誓（届出）に必要な書類をご確認ください。

（対象者要件→P2、必要書類→P3）

② 宣誓する日時を事前予約

- ・宣誓を希望する日の7日前までに下記予約先にご予約ください。
- ・宣誓の日時・場所の調整と必要書類の確認を行います。
- ・メールで予約する場合は、メール本文に「宣誓する方それぞれの氏名・生年月日・住所・電話番号・メールアドレス」と「宣誓希望日」を、ファミリーシップの宣誓も希望する場合は「ファミリーシップ対象者の氏名・住所・パートナーシップを宣誓するお二人と

の関係性」も記載し送信してください。

・宣誓日時は、平日の午前9時から午後5時までです。(12月29日から1月3日を除く)

予約先：米原市人権政策課

電 話：0749-53-5167

F A X：0749-53-5148

メール：jinsui@city.maibara.lg.jp

予約の際は次の事をお伝えください。

1. お二人の氏名、生年月日、住所
2. 希望日時(複数の日時をご希望ください)
3. 日中に連絡のできる電話番号

※) 宣誓日時は、状況によりご希望に添えない場合があります。

③ 宣誓 (届出)

事前に予約した日時に必要書類をお持ちのうえ、宣誓を行うお二人で揃ってお越しください。

場 所:米原市役所 (本庁舎) 人権政策課 (〒521-8501 米原市米原 1016 番地)

■プライバシーに配慮し、原則個室で行います。

■宣誓には、職員が立ち会います。

※お二人に署名していただきます。ただし、自分で宣誓書に記入できない場合は、宣誓しようとする方および市職員立会いのもと代筆することができます。

※書類に不備や不足がある場合等は、改めて宣誓日を調整します。

※提出された書類や記載されている内容等の個人情報厳守します。

④ 宣誓書受領証・宣誓書受領証カードの交付

宣誓書の写しを添えて、「米原市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証」と「米原市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証カード」を交付します。

(宣誓者の双方が米原市内に住所を有していない場合は、受領証等に代えて米原市転入予定受付票を交付します。)

4 宣誓に必要なもの

(1) 米原市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書(別記様式第1号)

①用紙は人権政策課でご用意できますが、ファミリーシップの宣誓も行う場合には、予めお子様等へ制度をご説明いただき、お子様等が名前を自書できる場合は署名をいただく必要があります。宣誓日までにご用意ください。様式は米原市ウェブサイトからお取りいただけます。

②無地、図柄入りの用紙をお選びいただけます。

③ファミリーシップの対象者氏名以外は宣誓日当日にご記入いただきますので、記入せずにお持ちください（裏面等もご確認ください）。

(2) 住民票の写しまたは住民票記載事項証明書

①宣誓日以前3か月以内に発行されたものを、それぞれ1通提出してください。（お二人が同一世帯の場合は1通でかまいません。）

②本籍地、住民コード、個人番号（マイナンバー）の記載は不要です。

③転入予定の場合は、転出証明書の写しを提出してください。また、転入後すみやかに提出してください。

(3) 戸籍全部事項証明書、独身証明書その他の婚姻をしていないことが確認できる書類

①宣誓日以前3か月以内に発行されたものを、それぞれ1通提出してください。（お二人が同じ戸籍の場合は1通でかまいません。）

②本籍が米原市以外の場合には、その自治体の窓口または郵便で請求することができます。詳しくは、本籍地のある自治体の戸籍担当窓口へご確認ください。

③外国籍の方は、大使館等の公的機関が発行する婚姻要件具備証明書等、独身が証明できる書類に日本語訳を添付し提出してください。

④ファミリーシップの宣誓も行う場合は、子または親等も含めた写しを取得してください。

(4) 本人確認ができる書類

①二人分が必要です。（有効期限があるものは、有効期限内のものに限ります。）

②官公署が発行した顔写真が付いたものは、1点を提示してください。

（例）運転免許証、マイナンバーカード（個人番号カード）、パスポート、在留カード、その他官公署が発行した顔写真付きの免許証または許可証など

③官公署が発行した顔写真が付いていないものは、2点を提示してください。

（例）健康保険証、各種医療証、年金手帳、介護保険被保険者証など

5 通称名の使用

パートナーシップの宣誓の際に、戸籍上の氏名ではなく通称名を使用することができます。その場合は、日常生活においてその名前を使用していることが確認できる書類を添付してください。

（例）社員証、学生証、健康保険証、公共料金の請求書、自宅に届いた郵便物（消印があり、住民票上の住所と一致しているもの）など

7 受領証等の変更・再交付・返還等

変更・再交付・返還等の手続きをされる場合は、事前に連絡（メールまたは電話）をお願いします。

(1) 受領証等の変更

住所や氏名の変更など宣誓書に記載した事項に変更があったときは、宣誓事項変更届（様式第5号）を提出してください。

変更届時に必要なもの

- ① 米原市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓事項変更届(様式第5号)
- ② 変更した内容が確認できる書類
 - ・氏名の変更：戸籍抄本等
 - ・通称名の変更：通称名を使用していることが確認できる書類
 - ・住所の変更：住民票の写しまたは住民記載事項証明書
 - ・ファミリーシップ対象者の変更：お子様等の住民票の写しまたは住民記載事項証明書
お子様等の全部事項証明書またはお子様等との関係を確認できる書類
- ③ 本人確認書類（P4の4（4）の本人が確認できる書類を参考）
- ④ 双方の宣誓書受領証および宣誓書受領証カード
※紛失の場合を除き、すでに発行している受領証等と引き換えとなりますので、忘れずにお持ちください。
(再交付後、紛失した受領証等を発見した場合は速やかに返還してください。)

(2) 受領証等の再交付

紛失や毀損等により受領証等の再交付を希望するときは、宣誓書受領証等再交付申請書（様式第6号）を提出してください。

再交付時に必要なもの

- ① 米原市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証等再交付申請書(様式第6号)
- ② 本人確認書類（P4の4（4）の本人が確認できる書類を参考）
- ③ 双方の宣誓書受領証および宣誓書受領証カード
※紛失の場合を除き、すでに発行している受領証等と引き換えとなりますので、忘れずにお持ちください。
(再交付後、紛失した受領証等を発見した場合は速やかに返還してください。)

(3) 受領証等の返還

宣誓者の方が次のいずれかに該当する場合は、受領証等返還届（様式第7号）を提出してください。

- ・双方の意思によりパートナーシップを解消したとき。

- ・双方がともに本市に住所を有しなくなったとき。
- ・一方が死亡したとき。
- ・一方または双方が宣誓の要件に該当しなくなったとき。

返還時に必要なもの

- ① 米原市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証等返還届(様式第7号)
- ② 2人分の本人確認書類 (P4の4(4)の本人が確認できる書類を参考)
- ③ 双方の宣誓書受領証および宣誓書受領証カード

8 受領証等の無効

宣誓者の方が次のいずれかに該当する場合は、事実が判明した日以降において受領証等を無効とし、宣誓者に対し米原市受領証等無効決定通知書(別記様式第8号)を交付し、交付した受領証等の返還を求めます。

受領証等が無効となる時

- ・ 虚偽その他不正な方法により、受領証等の交付を受けたとき。
- ・ 受領証等を改ざんし、または不正に使用したとき。
- ・ 宣誓書を提出した時点において、宣誓要件に該当していなかったことが判明したとき。

※無効とした受領証等の交付番号を市のウェブサイトに掲載する場合があります。

9 他の自治体との協定による手続

米原市が宣誓制度の取組に関する協定を締結した自治体により受領証等の交付を受けている場合で、米原市に転入後も引き続き宣誓制度を継続することを希望するときは、宣誓申告書(様式第9号)を提出してください。

宣誓制度を継続するときに必要なもの

- ① パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓申告書(様式第9号)
- ② 協定した自治体で既に交付を受けている受領証等(2人分)
- ③ 2人分の住民票の写し
- ④ 2人分の本人確認書類(P4の4(4)の本人が確認できる書類を参考)

・ 転入した方から上記書類の提出があった場合は、転出元の締結自治体にパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓申告に係る通知書(様式第10号)に締結自治体受領証等を添えて交付の事実を通知します。

・ 宣誓申告書は、自ら署名しなければならない。ただし、自ら署名することができないと認める場合は、この限りではありません。

10 よくある質問

Q1. パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度と婚姻制度はどう違うのですか。

- A) 婚姻は法律に基づき行われるもので、相続や財産上の権利や扶養義務など、法律上の権利や義務が発生します。一方、米原市が行うパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度は、市が独自に要綱により実施するものであるため、法律上の権利や義務は発生しません。

Q2. 法的効力が無いのになぜ制度を導入するのですか。

- A) 米原市は市民一人ひとりが人権を尊重し、多様な価値観を認め合う社会の実現を目指しています。現行の婚姻制度を利用できず生きづらさを抱えている方の気持ちを受け止めるとともに、性の多様性を尊重する取組を推進するために導入することとしました。

Q3. パートナーと法的な関係を構築する方法はありますか。

- A) 結婚に類似した関係を構築する方法として、公正証書により、任意後見契約、合意契約を結ぶ方法があります。詳しくは公証役場にお問い合わせください。

Q4. 宣誓できるのは、同性パートナーだけですか。

- A) 同性パートナーに限らず、一方または双方が性的マイノリティである方で、宣誓要件（P2）を満たしていれば宣誓することができます。

Q5. 宣誓できるのは米原市民だけですか。

- A) 宣誓時に米原市に住んでいなくても、3か月以内に米原市に転入の予定であれば、宣誓できます。ただし、米原市に一方または双方が転入後、転入を確認するための必要書類の提出が必要になります。

Q 6. 同居していなくても宣誓できますか。

A) 必ずしも同居している必要はありません。ただし、お二人がお互いを人生のパートナーとして、日常生活において相互に協力し合うことを約束した関係であることが必要です。

Q 7. 事実婚の二人は宣誓できますか。

A) この制度は、一方または双方が性的マイノリティであるお二人を対象としているため、事実婚のお二人は宣誓できません。事実婚の方は、健康保険や厚生年金保険の被扶養者になることができるほか、遺族年金の受給が可能であることなど、婚姻に準ずる一定の関係性が認められており、性的マイノリティの方々が直面している状況とは異なるためです。

Q 8. 養子縁組をしています、宣誓できますか。

A) 宣誓しようとしているお二人が、パートナーシップの関係に基づく養子縁組をしている場合は宣誓できます。ただし、「おじ・おば」と「おい・めい」等の近親者間での養子縁組は対象となりません。

Q 9. 郵送や代理での宣誓はできますか。

A) 宣誓書は市職員の面前で記入していただくことから、郵便や代理ではなく、お二人揃って市役所へお越しいただく必要があります。ただし、病気等のご事情により、お二人で来庁が困難な場合はご相談ください。

一方、宣誓書受領証や宣誓書受領証カードについては郵送での交付も可能です。詳しくはP5をご覧ください。

Q10. プライバシーは守られますか。

A) 宣誓はプライバシーに配慮し、原則個室で行います。(担当の市職員のみが立ち会います)

提出された書類や記載されている個人情報等について、本人の同意なく外部に提供することはありません。

Q11. 宣誓に費用はかかりますか。

- A) 宣誓書の提出や宣誓書受領証や宣誓書受領証カードの交付は無料です。ただし、宣誓書提出の際に添付していただく必要書類（住民票など）の交付手数料等は自己負担となります。

Q12. 宣誓をすると戸籍や住民票に記載されますか。

- A) この制度は米原市独自の制度であり、法的効力がないため、宣誓をしても戸籍や住民票の記載が変わることはありません。

Q13. 通称名を使用することができますか。

- A) 通称名で宣誓することができます。通称名を使用していることが確認できる書類（社員証、学生証、健康保険証など）をご持参ください。なお、宣誓書受領証および宣誓書受領証カードの裏面には戸籍上の氏名を記載します。

Q14. 宣誓書受領証や宣誓書受領証カードの即日交付は可能ですか。

- A) 宣誓要件や提出書類等の確認を行うため、一週間程度お時間をいただきます。

Q15. 土日など、休みの日に宣誓や交付を受けることはできますか。

- A) 宣誓の受付、宣誓書受領証・宣誓書受領証カードの交付は年末年始・祝日を除く平日の午前9時から午後5時までです。ただし、特段のご事情がある場合は、人権政策課にご相談ください。

Q16. 宣誓書受領証や宣誓書受領証カードにはどのような効力や使い道がありますか。

- A) 宣誓書受領証等に法的な効力はありません。しかし、宣誓したお二人の関係性を記載した公的書類として、医療機関での家族としての対応、携帯電話の家族割、飛行機の家族で共有できるマイルの適応、生命保険金の受取人の適用などへの活用が期待されます。今後、受けられるサービスの拡大に向けて周知啓発に取り組むとともに、市民のみなさまの性の多様性への理解が深まり、誰もが人生のパートナーや大切な人と安心して暮らすことができる米原市を目指してまいります。

Q17. 宣誓書受領証や宣誓書受領証カードに有効期限はありますか。

- A) この制度は、米原市として宣誓書を受領した事実を証明するものであり。また、法律上の効果が発生するものではないため、有効期限はありません。

Q18. 市外に転出する場合はどうすればよいですか。

- A) 転居することにより「双方が米原市民でなくなる」場合は、宣誓書受領証等返還届（様式第7号）とお二人分の宣誓書受領証および宣誓書受領証カードを返却してください。ただし、転勤などやむを得ない事情により、一時的に転出する場合は、返却の必要はありません。

また、米原市と宣誓制度の取組に関する協定を締結している自治体へ転出する場合は、手続き等を簡略化することができます。詳しくは、人権政策課にお問合せください。

Q19. パートナーが亡くなりましたが、宣誓書受領証等を返還する必要はありますか。

- A) 宣誓書受領証等返還届（様式第7号）を提出し、お二人分の宣誓受領証および宣誓書受領証カードを返却していただきます。ただし、形見や記念等として所持しておくことを希望される場合は、返還の届出のみ行っていただきます。

Q20. パートナーシップ・ファミリーシップを解消したいときはどうすればよいですか。

- A) 宣誓書受領証等返還届（様式第7号）を提出し、お二人分の宣誓受領証および宣誓書受領証カードを返却してください。

Q21. なりすましや悪用はされませんか。

- A) 宣誓の際には、戸籍全部事項証明や本人確認書類の提出を求め、原則、市職員の面前で宣誓書へ自署していただくことで、なりすまし等の悪用を防止します。また、悪用等が判明した場合には宣誓を無効とし、必要があればその宣誓書受領証の交付番号を公表いたします。

米原市パートナーシップ・ファミリーシップ
宣誓制度 ご利用の手引き
(令和4年 月 作成)

お問合せ 米原市総務部人権政策課
米原市米原 1016 番地
電話 (0749) 53-5167
FAX (0749) 53-5148
e-mail jinsui@city.maibara.lg.jp